平塚市教育委員会　令和８年９月定例会

日　時：令和８年９月２５日(金)１４時００分から
場　所：平塚市役所本館７階７２０会議室

１　教育長報告
（１）令和８年９月市議会定例会総括質問の概要について
（２）その他

２　議案第１４号　令和９年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について

３　議案第１５号　令和８年度平塚市スポーツ功労者被表彰者の決定について

４　その他

令和８年９月市議会定例会総括質問の概要

【教育総務部長関係】

≪府川　正明議員（湘南フォーラム絆）≫

１　小学校に朝の居場所を

〇朝の居場所がない子どもたちが市内に何名いるのか

〇安心して過ごせる場所を確保していく必要があるのではないか

家庭の事情により、ファミリーサポート事業を利用して、始業前に子どもを預かり、学校に連れて行く事例はあるが、朝の居場所を必要としている人数については把握していない。また、朝の居場所づくりについて、学校や放課後児童クラブからは、保護者の要望などは現時点において届いていないが、子どもの安心・安全のためにも、社会全体の課題として捉えるべき内容と認識している。

今後も国の動向などを注視しつつ、本市においても庁内で連携してニーズの把握や、必要な対応などに取り組んでいきたいと考える。

≪はた　文昭議員（しらさぎ・無所属クラブ）≫

２　自然災害への備えと対応

〇小中学校体育館トイレや更衣室の設置状況

〇男女比の配慮はされているのか

トイレは全ての小中学校体育館に設置しており、便器数については基準に基づき算定している。男女比は概ね男性６、女性４の割合となっている。

更衣室は、小学校６校、中学校５校に設置されており、学校によっては、ステージ横の控室を更衣室として利用している。

〇エアコンの設置の現状と今後の予定

令和７年度に整備を開始した大野中学校、中原中学校、大住中学校の３校は、今年６月１日から供用開始している。

この他の中学校については令和９年４月から、小学校については、令和 10 年４月からの供用開始を目指し、設置の準備を進めているところである。

３　小・中学校の適正規模・適正配置の検討について

〇本市において 10 年で大きく変化したこと

全国的な傾向と同様、本市においても少子化が進行する中で、児童生徒数及び学級数は減少傾向が続いている。そのような中においても、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて「ＧＩＧＡスクール構想」を推進するとともに、小・中学校 43 校がコミュニティ・スクールとなり、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映しながら、地域とともにある学校づくりを目指してきた。

〇拡大する役割

〇関係する部署の有無

〇周辺市町村等との連携による検討

〇委員定数や報酬を変えない理由

〇検討期間及び計画の策定時期の見通し

外部委員による附属機関は、新たに「実施計画」を策定するためのより具体的な議論を進め、合わせて庁内においても横断的な組織により地域コミュニティやまちづくり、防災等の観点について調査・研究し、附属機関・庁内組織双方向で議論を深め、検討していく。

委員定数等の内容は、基本方針策定時と一貫性・継続性を持たせるため同様とし、周辺市町村との連携や策定時期等については、今後、附属機関で議論していく。

≪須藤　量久議員（清風クラブ）≫

４　「未来の礎を築く教育のまち　平塚」

（１）常任委員会視察から

ア　小中一貫教育

〇小中連携教育の取組、効果、課題

小中連携教育については、校内授業研究会への相互参加、研修会の合同開催、児童生徒の交流等を通して、指導の一貫性や学びの連続性とともに相互の連携を重視した教育活動に取り組んでいる。

小・中学校では、年間スケジュールやカリキュラムが異なるため、計画時期の調整等の課題はあるが、小学校から中学校へのスムーズな接続を図り、発達の段階に応じた一貫性のある教育の推進につながっていると考える。

〇「平塚市未来の礎を築く学校づくり推進委員会」での検討内容

〇「子どもたちの心に『ひらつか』という故郷（ふるさと）をつくり、地域社会をけん引し、貢献できる人づくり」を実現するための取組

「平塚市未来の礎を築く学校づくり推進委員会」では、基本方針を踏まえ、検討対象校や優先検討校、適正規模・適正配置に向けた具体的な取組について検討する。その中で、子どもたちの笑顔あふれる学校生活と教育環境の充実を目指していく。

学校・家庭・地域・行政等が連携・協働し、事業を展開することで教育環境が充実し、様々な人とのかかわりや出来事を通して、地域・学校への愛着が育まれ、地域社会に貢献できる人づくりにつながると考えている。

〇小中一貫教育の更なる推進、小中一貫校の設置についての見解

小中一貫教育の推進や小中一貫校の設置は、子どもたちの教育環境や教育内容を充実させるための選択肢の１つであり、「基本方針」に掲げる３つの視点

を踏まえ、今後、附属機関の中で議論していく。

≪佐藤　由美子議員（無所属）≫

５　市内小中学校のトイレの環境整備について

〇洋式化が完了した小中学校の数

〇令和８年度に改修工事を実施する学校数

〇令和８年度末のトイレ洋式化率と全体の進捗状況

令和７年度末までにトイレ洋式化の整備が完了した学校は小中学校合わせて 25 校である。

令和８年度は、５校で改修工事を進めており、トイレ洋式化率は、約 83%になる見込みである。全体の進捗状況は、当初計画を上回る水準となっている。

【学校教育部長関係】

≪山原　栄一議員（湘南フォーラム絆）≫

１　中学校部活動の地域展開について

〇部活動設置状況の推移と現状、課題

本市生徒数がピークであった昭和 62 年を境に、生徒数の減少に合わせて、部活動の設置数も年々減少傾向にある。

設置数の減少により、学校に希望する部活動がないことや将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保が難しくなってきていることが課題である。

そのため、指定を受けた学校に希望する部活動がない場合の学区指定変更や、人数不足を補うために複数の学校でチームを組み、一緒に練習や試合をする合同部活動のほか、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を新たに担う地域クラブからの大会参加など、生徒の活動を保障している。

〇地域展開における生徒、学校及び教職員のメリット

生徒にとっては、学校の管理下から離れて、生徒自ら選んで地域クラブ活動に参加することは、活動の選択肢を増やし、豊かな経験につながると考える。

学校及び教職員は、生徒にとって部活動の教育的意義の高さを感じている一方、指導だけでなく審判などの大会運営を行うため、休日を返上して指導に従事したり、講習を受講したりすることが長時間勤務の要因となっている。また、自身が経験したことの無い部活動の顧問となることによる負担もあり、地域展開することで教職員の長時間勤務や負担の軽減に資すると考える。

〇地域展開の取組と、今後の推進組織体制

今年度の取組としては、令和６年度から引き続き、単独での指導や校外活動の引率が可能な部活動指導員を配置し、休日に教職員が出勤せず部活動が実施できるよう地域連携を推進している。また、部活動の在り方研究協議会で地域展開に向けた協議を進めるとともに、県教育委員会の地域部活動推進コーディネーターから、課題に対し具体的に助言を受けたり、県内他市の地域展開に関する研究協議会へ参加したりして、課題解決のため積極的に情報収集に努めている。

現在、部活動の在り方研究協議会は学校関係者と教育委員会関係課が参加し、協議をしているが、今後の推進組織体制については、特に部活動に代わる受け皿となり得る団体に出席いただくことや、こちらから団体へ出向いて説明をさせていただくなど、より広く働きかけていく必要があると考える。

〇休日の全ての部活動の地域展開と平日の地域展開推進の見解

国のガイドラインは、令和８年度から 13 年度までを「改革実行期間」として、休日はこの期間中に、原則、全ての部活動において地域展開を目指すことが示され、平日についても各種課題を解決しつつ更なる改革を推進し、地域の

実情等に応じた取組を実施することとしている。

休日については、国が示す期間を目途に、段階的に進めていく必要があると認識しているが、本市中学校には、１校当たり平均して約 10 の部活動が設置されている。これら全てを地域展開するとなると、平日は休日以上に、指導者と受け皿の確保、活動場所の調整という解決しなければならない課題がある。

地域展開については、本市の実情に即し、期限ありきの拙速な移行により、生徒にとって、持続可能で価値のある活動環境が損なわれることの無いよう、慎重に進めていく必要があると認識している。

≪はた　文昭議員（しらさぎ・無所属クラブ）≫

２　平塚市の不登校の現状と対策について

〇不登校児童生徒数及び出現率の推移

〇不登校の要因

本市の直近３年間の不登校児童数とその出現率は、令和４年度は 217 人で 1.82％、令和５年度は 253 人で 2.15％、令和６年度は 262 人で 2.26％となっている。10 年前の平成 27 年度は 64 人で 0.47％となっている。また、不登校生徒数とその出現率は、令和４年度は 400 人で 6.39％、令和５年度は 406 人で 6.65％、令和６年度は 384 人で 6.45％となっている。10 年前の平成 27 年度は 187 人で 2.82％となっており、児童生徒ともに増加傾向にある。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉えており、その要因は、心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的背景など多様である。

〇不登校児童生徒、保護者への対応

学校は、不登校児童生徒の「未然防止」、「早期発見」に努め、欠席が多くなってきた児童生徒には、電話連絡や手紙の投函、家庭訪問などで様子を把握している。また、その状況を担任、教育相談コーディネーターをはじめ、管理職も含め学校全体で情報共有し、「チーム学校」で組織的・計画的に対応している。

さらに状況に応じて、校内教育支援センターなど学校内の居場所づくり、プリント、補助教材やタブレット端末を活用した学習保障、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、保護者も含めて孤立させないための継続的な支援や学校外の支援施設との連携・情報共有を行っている。

教育委員会でも不登校児童生徒と、その保護者、教職員からの相談を受け付け、カウンセリング、助言指導や他機関への紹介などを行っている。

〇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置の成果

スクールカウンセラーは心理の専門性を生かして、児童生徒や保護者に対するカウンセリング等を行う。スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する専門性を生かして、関係機関とのネットワークの構築等を行う。

これらの専門職が、各学校で教員と連携し、児童生徒や保護者の状況を様々な角度から検討することで、一人一人に応じた支援を行うことができ、状況の改善が見られている。

〇フリースクールなどの民間施設との連携

各学校では、フリースクール等に通っている児童生徒については、保護者や通っているフリースクール等と情報共有を行い、児童生徒の様子等を把握するほか、フリースクール等での活動や学習により出席扱いにするなどの連携を行っている。また、教育委員会では、市内や近隣市町のフリースクール等を施設見学するなど情報収集を行い、必要な児童生徒や保護者に情報が届くよう、学校に情報提供を行っている。

≪須藤　量久議員（清風クラブ）≫

３　「未来の礎を築く教育のまち　平塚」

（１）常任委員会視察から

ア　英語教育

〇取組と効果、課題

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が生きた英語に触れる機会を充実させるためＡＥＴを派遣している。また、音声読み上げ機能を使用することで標準的な音声や語彙表現等の確認、習得ができるデジタル教科書を活用している。さらに、実践的な内容の研修を実施しており、児童生徒の学習状況の改善、教員の指導力向上、授業改善につながっていると考える。

本市では生徒が自分の考えを整理し、英文で表現することに課題が見られる。主体的に考え、判断しながら理解したことを基に、目的や場面、状況等に応じて表現する力をＡＥＴとの学習を通して向上させたいと考える。

〇実践的コミュニケーション能力育成の新たな取組、場の設定

各学校へのＡＥＴの通常派遣による授業に加え、これまで学習してきた表現を使ってＡＥＴと積極的に英語を話すことのできるイングリッシュデイを設けている。また、教育委員会ではＡＥＴと一緒に英語でのコミュニケーションを楽しむ体験型イベントとしてイングリッシュイベントも実施している。

実践的な英語力の育成には、授業での学びに加え、英語で対話する体験が重要であると考える。

引き続き、こうした場の充実を図るとともに、新たな取組として、英語の授業だけでなく休み時間や給食時間、英語以外の授業での交流といった授業以外におけるＡＥＴの効果的な活用について検討していく。

〇幼保小中連携の取組と今後の考え方

学習指導要領に示される外国語活動の対象となる小学校３、４年生を待たず、ＡＥＴを公立幼稚園・こども園や小学校１、２年生へも計画的に派遣し、早期

から英語の音に親しむ機会を設けている。また、小学校での「聞く・話す」といった音声を中心とした学びを、中学校での「読む・書く」を含めた学習に円滑に接続できるよう、英語教育担当者会を小・中学校合同で開催することや、授業研究会に小・中学校の教員がいずれも相互参加できるよう、研修内容や開催方法を工夫している。

今後も、園、学校へのＡＥＴ派遣を継続し、発達段階に応じて発音やリズムに慣れ親しむことから始め、小学校と中学校の学びを滑らかにつなぎ、幼児、児童生徒の英語に対する興味、関心を高めていきたいと考える。

〇英語検定の受検率向上への見解と受検率

令和７年度に国が実施した「英語教育実施状況調査」の結果から、実用英語検定を含む英語能力に関する外部試験を受検したことがある中学校３年生の割合は、約 22%となっている。

教育委員会では、日々の授業において、児童生徒が英語でコミュニケーションを図る楽しさを実感し、自分の英語力を試してみたいという意欲を持てるようにすることが大切であり、その結果が受検率の向上につながればと考える。

イ　ふるさと教育

〇本市における「ふるさと教育の現状」

〇地域の自然や歴史・文化に触れ、体験する取組

「ずっと、選ばれるまち、住み続けるまち」として、子どもたちが、誇りや愛着を持てるよう、小学校１・２年生の生活科で、実際に地域に出かけ、人と関わりながら、地域の行事や出来事などを学習している。

３年生の社会科では、全校が市内をバスで巡るとともに、社会科副読本「わたしたちの平塚」を教科書と併せて活用し、平塚市の地理、歴史、産業、文化などを具体的、多面的に学習している。また、道徳科においては、小中学校を通し、郷土を愛する態度について考え、議論し、郷土への愛着を深め、親しみをもって生活できるよう指導している。

このように、地域の教育資源をいかした体験学習を通して、子どもたちの郷土愛や誇りの育成に取り組んでいる。

〇更なる「ふるさと教育」の推進への見解

地域の特性を踏まえ、家庭、地域との連携、協力を図りながら、地域とともにある学校づくりをめざすとともに、地域の人や自然とふれあう中で、一人一人が思いやりのある、心豊かな人として生きていく力を身に付けるよう取り組んでいる。

実際の取組として、様々な体験活動が行われており、地域に出かけて生き物や自然とふれあい、からだ全体で対象に働きかけ、物事を感覚的にとらえる経験をしたり、地域に住む人々と交流し、共存の精神や自他共に大切にするということを学んだりしている。

こうした体験活動を通して進められるふれあい教育や総合的な学習の時間は、多くの地域の人の協力をいただく中で成り立っており、教育委員会では、生きる力を育む学校づくり推進委託事業により、これからも、ふるさとへの誇りや愛着が育まれるよう、園、学校の取組を支援していく。

ウ　食農教育

○食農教育の取組

学校における食育は食に関する指導によって推進されるが、食農教育は、食育に加えて、それを支える農業や地域、自然との関わりにも注目し、食を支える様々な形の農業活動を知り、体験を通してその価値を学ぶものと認識している。

各学校では学習指導要領に基づき、生活科を中心に学校農園等での栽培・収穫体験を通じて自然の恵みに触れ、社会科では、農業生産者の工夫や努力を学び、技術・家庭科では、生物育成の技術や環境との関わりについて、実践的な活動を通して学習している。

こうした学習を支えるため、各学校は地元農家の方々にご協力をいただき、「いのちの大切さ」「自然を想う心」「文化の伝承」等について理解を深めている。

○補助教材「農業とわたしたちのくらし」の活用状況

○ＪＡ湘南農業協同組合と連携した取組

本教材の活用とＪＡと連携した学習活動は、主に小学校５年生の社会科や総合的な学習の時間に行われている。

本教材を活用することで、教科書に掲載されている内容について、本市の具体的な事例と比較、検討することにより、学習内容をより自分たちの生活に直結する身近な課題として捉え、地元の農業への理解を深め、主体的に学習に取り組むことにつながっている。また、ＪＡと連携した学習活動を実施している学校が多数あり、具体的には、ＪＡからバケツ稲づくりに必要な資材を無償で提供いただいているほか、営農指導員による出前授業や、児童、教職員によるＪＡへの訪問などが行われている。

ＪＡも含め、地元農家の方々と連携した取組の好事例については、食教育推進担当者会にて情報共有し、食農教育の推進に取り組んでいく。

【社会教育部長関係】

≪数田　俊樹議員（清風クラブ）≫

１　平塚市美術館大規模改修工事

〇来場者数をＫＰＩに設定することの検討結果

美術館の来場者数をＫＰＩに設定することも含め、教育的効果や文化的価値など質的な面を様々な視点から総合的に評価する仕組みについては、リニューアルオープンに向け、更に検討していく。

≪府川　正明議員（湘南フォーラム絆）≫

２　平塚市博物館の収蔵管理は

〇文科省が３月に改訂した博物館運営基準を受けた博物館の現状

博物館の収蔵庫もほぼ満杯の状態だが、資料は未来へ引き継ぐ大切な市民の財産であるため、今後も、収蔵資料の価値の周知と効率的な保管方法や保管場所の確保に努めていく。

≪上野 仁志議員（公明ひらつか）≫

３　頑張れ少年サッカー

（１）少年サッカーに対する考えと位置づけ

〇少年サッカーの位置づけや取組

〇成果と課題

〇本市が担うべき役割

本市では湘南ベルマーレのホームタウンとして、ベルマーレの小学校巡回授業やトレセンサッカー指導者派遣等を実施するなど、子ども達の心身の健全育成に寄与している。また、ドリームパスポート事業でのホームゲームの無料招待など、トップアスリートに触れる機会の充実に努め、少年サッカーの普及や発展を図っている。

少子化の影響やスポーツの多様化・多志向化によるサッカー人口の減少や指導者不足、施設環境の充実などの課題があるものの、施設の有効活用や環境整備、地域や学校、スポーツ関係団体等との連携を深めるなどして、サッカー文化の発展に努めていく。

（２）市民団体との連携と活動支援

〇市民団体等との連携の考えや取組、活動支援

少年サッカーの活動には、市民の支える力が不可欠であり、現場の活動を支えるために、指導者向けの安全管理や技術講習会などを行い、安全確保や質の高い指導環境づくりに取り組んでいる。

（３）大神スポーツ広場の現状と課題

〇グラウンドの利用状況

〇グラウンドコンディションの管理

〇利用者からの改善要望や苦情及び対応

令和７年度の利用は 46 団体で、利用人数は延べ 36,413 人、週末利用率は 94.7％であった。

大神スポーツ広場のグラウンドは、河川敷の特性上、小石が大量に発生してしまうことや、水はけの悪いことが課題であり、グラウンド内の段差解消、雑草や小石の除去、砂埃などに対する改善要望をいただいている。

維持管理については、芝の草刈を２週に１回、整備車両による整地や人力作業による小石の除去を適宜行っており、砂埃の対応として、利用者に散水用ホースを貸出している。また、雨が降り、グラウンドを歩いた際に土が付くような状況であれば使用をお断りするなど、良好なコンディションの確保に努めている。

≪はた　文昭議員（しらさぎ・無所属クラブ）≫

４　自然災害への備えと対応

〇平塚市博物館特別展「平塚周辺の地盤と活断層」の再開催と展示図録発行

平成 19 年度夏期特別展「平塚周辺の地盤と活断層」は、開幕直後に新潟県中越地震が発生したこともあり、多くの市民の関心を呼び、平成以降では最多の観覧者数となった。展示の再開催については、約 20 年間の最新知見や、平成 23 年東北地方太平洋沖地震をはじめとするその後に起こった地震などの調査研究を要するので、すぐに開催することはできないが、長期展示計画の中で検討していく。

図録については、本年１月に完売し、今後発行する予定はないが、別刷りした、Ｂ２判の「平塚周辺の地盤図」は、現在も販売している。また、博物館ホームページで図録の内容を一部公開している。

≪佐藤　由美子議員（無所属）≫

５　中央公民館の休館後の対応について

〇休館後に、代替施設を確保できた団体や活動を縮小、中止した団体数を把握しているか

〇相談対応で活動継続につながった件数と内容をどのように把握している

代替施設の案内については、利用団体への通知文書をはじめ、個別相談会のほか窓口や電話での相談で対応しており、地区公民館や福祉会館の登録団体が増えるなどの状況から、活動の継続につながっているものと考えられる。

休館後の利用団体の活動状況については、中央公民館休館後、令和９年度にかけて、「中央公民館機能のあり方」を検討していく中で、活動の場がどこに移ったのか、地区公民館ほか代替施設の利用状況を登録団体にアンケートなど

で追跡調査することで把握する予定である。

議案第１４号

令和９年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について

令和９年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について、別紙のとおり定めるものとする。

令和８年９月２５日提出

平塚市教育委員会
教育長　　吉　野　雅　裕

令和９年度　平塚市公立学校教職員人事異動方針（案）

平塚市教育委員会は、各小・中学校の適正な運営を確保することにより教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、次の事項を基本として、教職員の適正な配置に努めるものとする。

１　適材を適所に配置する。

２　全市的視野に立って教職員の編成を刷新強化する。

３　他市町との交流は本人を生かす立場に立って行う。

実　施　要　領

１　異動に際しては、性別・年齢・資格・勤続年数等からみて、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮する。

２　教育効果を高めるために、原則として、同一校勤続３年以内の者は、異動の対象としない。ただし、行政上特に必要な場合に限り、３年以内であっても、適正配置の立場から異動を行うことができるものとする。

３　同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して、積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続７年を基準として異動の対象とする。ただし、中管内市町との交流研修については、同一校勤続３年を超えた者が希望できるものとする。

４　中学校においては、特に免許教科を十分考慮するよう努力するものとする。

５　小学校、中学校相互間の異動については、小中一貫教育等による教育効果を考えて行う。

６　人事異動の時期は、採用（転任採用を含む）、昇任及び配置換えについては原則として４月１日、退職については原則月末とする。

７　その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員人事異動実施要綱に準拠して行う。

議案第１５号

令和８年度平塚市スポーツ功労者被表彰者の決定について

平塚市スポーツ功労者表彰要綱に基づき、別紙の者を令和８年度平塚市スポーツ功労者の被表彰者として決定する。

令和８年９月２５日提出

平塚市教育委員会
教育長　　吉　野　雅　裕

令和8年度平塚市スポーツ功労者

No.	氏名	項目	功績	推薦者
1	大津（オオツ）　富雄（トミオ）	1	1　昭和53年8月、平塚市野球協会に加入後、指導的立場として、協会の普及と発展と後進の育成に尽力している。 2　昭和57年度第19回平塚市野球協会から審判員として、その後、平成16年度第41回大会から審判委員長として長年にわたり大会運営に尽力するとともに、青少年の健全育成に尽力してきた。 3　昭和60年度第67回全国高等学校野球選手権・神奈川大会から審判委員として登録後、長年にわたり大会運営に尽力してきた。 4　平成6年に開催された第53回国民体育大会「かながわ・ゆめ国体」高等学校野球競技（硬式）の審判委員として活躍した。 5　平成11年第81回全国高等学校野球選手権・神奈川大会で審判委員10年表彰を受賞した。 6　平成6年、平塚市野球協会副審判長に就任、平成13年には審判長に任命され、各種大会に審判委員として活躍した。 7　平成18年10月、神奈川県で開催された「高松宮賜杯第50回全日本軟式野球大会2部」の審判委員として活躍した。 8　平成19年平塚市野球協会副理事長に就任、平成31年には副会長に就任して現在に至る。 平塚市野球協会にとどまらず、神奈川県野球連盟においても、長年にわたり、指導的立場で野球競技の普及・発展・審判技術の向上に寄与した功績は顕著である。	平塚市スポーツ協会 会長　中田　勉
2	中戸川（ナカトガワ）　康夫（ヤスオ）	1	1.昭和57年から30年にわたり、社会人クラブチーム・9人制（平塚くらぶ）の競技者、コーチ、監督とし活躍。昭和59、60年及び平成6年には神奈川県の代表として国民体育大会に出場する等、高い実績を残している。また、その姿は他の模範となるものである。 2.平成9年に平塚バレーボール協会加入、以後、指導的立場としてバレーボール競技の普及・発展、後進の育成に尽力している。 3.平成23年からは理事長、会長へと協会の要職につき、主催大会（平塚会長杯、春季大会（七夕杯）、秋季大会等）の運営、各種団体（社会人一般、ママさん連盟、小学校連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟等）への協力・支援、一般市民へのバレーボール競技の普及など第一線にて尽力する等、当協会の維持・運営に大きく貢献された。 4.平成23年からは、平塚市スポーツ協会の理事、常任理事、副会長として、市民総合体育大会、スポーツフェスティバル等、バレーボール競技のみならず、平塚市のスポーツ全体の普及、市民の健康増進等、社会体育の発展に寄与された実績は大変顕著である。	平塚市スポーツ協会 会長　中田　勉
3	金子（カネコ）　栄治（エイジ）	1	平成23年に中原地区体育振興会（以下　中原体振）に入会。 “中原地区住民の振興と普及を図り、健康で明るい地域社会づくりを目指す”をモットーに中原地区の体育振興活動をしている。 平成27年度より会計、令和2年度より会長の職を歴任、自治会及び地域諸団体と連携し、地域の発展に寄与している。 「市民体育レクリエーション地区大会」（通称：地区レク）において、体育レクリエーション活動を通して、地域住民相互の親善と交流を深めるため、体育振興会会長として率先して教育委員会と連携を図り、開催に尽力している。 そのほか、地区の行事・イベント（公民館まつりなど）にも積極的に参加し、また、スポーツ行事を開催（ボッチャ・囲碁ボール・グラウンドゴルフ・ユニカール・パークゴルフなど）するなど、地域住民の親睦を図り、スポーツによる健康向上に努めている。	平塚市体育振興連絡協議会 会長　板東　誠二
4	久吉（ヒサヨシ）　佳子（ヨシコ）	1	・平成22年4月1日、旭北地区体育振興会より推薦され、平塚市スポーツ推進委員協議会に委嘱される。当協議会では、年間を通じて市内外の様々なスポーツ行事やイベント等の開催に尽力し、現在に至る。 ・平成26年4月より本部役員に就任し、監査、総務副部長、総務部員を歴任し、当協議会の中心的な役割を担い協議会の発展に貢献している。旭北地区体育振興会に於いては、平成16年4月1日から活動を始め、地域の体育振興の発展に寄与している。	平塚市スポーツ推進委員協議会 会長　傳田　實
5	佐々木（ササキ）　七（ナナ）	1	同氏は平成20年から土屋ジュニアバレーボールのコーチとして、チーム力向上と選手育成に努めた。チーム事情により平成26年から合同チームとしてチームスタッフとなるが、翌年に解散。その後の平成27年に秦野シャイニーズのチームスタッフとして4年務めた。 また指導者資格、審判資格（2009年審判C級取得、2018年審判B級取得）を取得し審判委員として、全国大会や県大会及びビーチバレーボールの大会等の審判活動に邁進した。 自チーム解散後も平塚地域小学生バレーボール連盟の職に残り審判委員として大会競技の円滑な運営に多大な貢献を果たしている。 市外でも派遣審判員として、その審判としての真価を発揮し地域社会体育振興につながる大きな功績を残している。	平塚市スポーツクラブ連合会 会長　高橋　篤

平塚市スポーツ功労者表彰要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、地域または職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本市体育及びスポーツの振興に顕著な成果をあげた体育及びスポーツ関係者並びに社会体育及びスポーツ団体を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第２条　表彰は、次の各号の一に該当する個人または団体に対して、これを行うものとする。

（１）地域または職域において10年以上、体育又はスポーツ、レクリエーションの普及奨励に努め、その功績が顕著であるもの。

（２）競技選手として実践生活が常に他の模範となるもの。

（３）体育又はスポーツの発展のための価値ある研究をなしたもの。

（４）前各号に定めるもののほか、表彰に値すると認められる業績、または行為があったもの。

（表彰候補者の推薦）

第３条　平塚市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は平塚市スポーツ功労者表彰候補者（以下「表彰候補者」という。）の推薦を各種体育及びスポーツ関係団体に依頼することができる。

２　教育長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、表彰候補者の推薦をすることができる。

（選考委員会）

第４条　教育長は、円滑な選考を図るため、選考委員会を設置することができる。

２　選考委員会の委員は、教育長、学識経験者６人（別表）により構成するものとする。

３　選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

５　選考委員会においては、厳正なる審査を行い表彰候補者を決定するものとする。

（被表彰者の決定）

第５条　この要綱による被表彰者は、選考委員会の推薦を受けて教育委員会が決定する。

（表彰の方法）

第６条　この要綱による表彰は、表彰状及び予算の範囲内において記念品を授与するものとする。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この要綱は昭和６２年４月１日から施行する。
この要綱は平成２３年８月１日から施行する。
この要綱は令和４年４月１日から施行する。
この要綱は令和５年４月１日から施行する

別表（第４条関係）

学識経験者６人	平塚市スポーツ推進審議会	１人
	平塚市スポーツ協会	１人
	平塚市体育振興連絡協議会	１人
	平塚市スポーツ推進委員協議会	１人
	平塚レクリエーション連盟	１人
	平塚市スポーツクラブ連合	１人